

一般社団法人 日本医療機器学会
倫理規程(行動規範)

一般社団法人日本医療機器学会(以下、この法人)は、産学連携による医療技術、機器の改良開発並びに医療安全の発展に寄与することにより、医学・医療の質の向上を目指し、人類の健康と福祉に貢献することを目的としている。

このような認識のもと、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主的な行動基準として、以下の倫理規程(行動規範)を制定し、その遵守と実践を行うものである。

この法人のすべての代議員並びに会員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的な行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(組織の使命、及び社会的信用の維持)

第1条 この法人は、その設立目的に従い医療機器の発展を通じて、広く社会に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

また、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、医療機器の安心と安全に配慮し、学術団体として社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第2条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程(行動規範)、その他の規程・内規を遵守し、公正で健全な行動など適正に事業を運営しなければならない。

特に人を対象とした研究においては、生命倫理を最大限に尊重しなければならない。

(私的利益の禁止)

第3条 この法人の会員は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第4条 この法人の会員は、その職務の執行に際し、この法人と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行うとともに、この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第5条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を開示し、社会的理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人の権利の尊重)

第6条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に十分配慮しなければならない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

1. 本規程は、2022年4月1日から施行する。
2. 2022年12月16日に改正した(第2条)。